

報酬等に関する事項

三井住友銀行グループおよび株式会社三井住友銀行

■当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

1.対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

(1)対象役員の範囲

対象役員は、当期中に当行の取締役および監査役であった者としています。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

(2)対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当行の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額の報酬等を受ける者で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

①主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、SMBC信用保証株式会社および欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

②高額の報酬等を受ける者の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、当行および当行の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび当行の過去3年間における役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当行役員の多くが、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、国内役員の退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したるものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

③当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当行および当行の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

2.対象役職員の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております([349ページ 2.対象役員の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務について]をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価について

報酬等に関する方針について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(「350ページ 報酬等に関する方針について」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項および当行グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(「351ページ 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項および当社グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

1.株式会社三井住友銀行(連結)における当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項目番号		イ 対象役員	ロ 対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	17 130
2		固定報酬の総額(3+5+7)	976 5,567
3		うち、現金報酬額	883 4,913
4		3のうち、縕延額	— —
5		うち、株式報酬額又は株式運動型報酬額	89 295
6		5のうち、縕延額	89 295
7		うち、その他報酬額	3 358
8		7のうち、縕延額	— —
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	12 129
10		変動報酬の総額(11+13+15)	455 4,411
11		うち、現金報酬額	224 3,673
12		11のうち、縕延額	— 514
13		うち、株式報酬額又は株式運動型報酬額	230 738
14		13のうち、縕延額	230 585
15		うち、その他報酬額	— —
16		15のうち、縕延額	— —
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	2 70
18		退職慰労金の総額	6 333
19		うち、縕延額	— —
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	— 13
21		その他の報酬の総額	— 284
22		うち、縕延額	— 64
23		報酬等の総額(2+10+18+21)	1,437 10,597

(注)1.報酬額等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.株式報酬型ストックオプションおよび株式報酬Ⅲは役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権を付与していることから、固定報酬として区分しております。その他の株式報酬は、業績等に応じて付与金額が変動することから、変動報酬として区分しております。

2.特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	ロ	ハ	二	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	1	38

1.株式会社三井住友銀行(単体)における当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項目番号		対象役員及び対象従業員等の数	イ	口
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	17	130
2		固定報酬の総額(3+5+7)	976	5,567
3		うち、現金報酬額	883	4,913
4		3のうち、継延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	89	295
6		5のうち、継延額	89	295
7		うち、その他報酬額	3	358
8		7のうち、継延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	12	129
10		変動報酬の総額(11+13+15)	455	4,411
11		うち、現金報酬額	224	3,673
12		11のうち、継延額	—	514
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	230	738
14		13のうち、継延額	230	585
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、継延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	2	70
18		退職慰労金の総額	6	333
19		うち、継延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	13
21		その他の報酬の総額	—	284
22		うち、継延額	—	64
23		報酬等の総額(2+10+18+21)	1,437	10,597

(注)1.報酬額等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.株式報酬型ストックオプションおよび株式報酬Ⅲは役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権を付与していることから、固定報酬として区分しております。その他の株式報酬は、業績等に応じて付与金額が変動することから、変動報酬として区分しております。

2.特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	口	ハ	二	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	1	38

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

株式会社三井住友銀行(連結)における繰延報酬等

繰延報酬等

(単位：百万円)

		イ	ロ	ハ	二	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動しない 調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動した 調整を受けた変動額	当該事業年度に 支払われた 繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は 株式連動型報酬額	779	293	—	—	97
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	970	252	—	—	426
	株式報酬額又は 株式連動型報酬額	1,751	988	—	—	248
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		3,501	1,533	—	—	772

株式会社三井住友銀行(単体)における繰延報酬等

繰延報酬等

(単位：百万円)

		イ	ロ	ハ	二	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は 変動の対象となる 繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動しない 調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動した 調整を受けた変動額	当該事業年度に 支払われた 繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は 株式連動型報酬額	779	293	—	—	97
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	970	252	—	—	426
	株式報酬額又は 株式連動型報酬額	1,751	988	—	—	248
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		3,501	1,533	—	—	772